

塩竈市事後審査型制限付き一般競争入札公告

告示第 388 号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩竈市建設工事執行規則（昭和45年規則第22号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月16日

塩竈市長 佐藤 光樹

1 制限付き一般競争入札に付す工事

(1) 工事名 令7-依・単 旅客ターミナル施設屋上防水等改修工事

(2) 施工場所 塩竈市港町一丁目4番1号

(3) 工期 契約日から令和8年3月31日まで

(4) 入札担当課 総務部管財契約課

(5) 工事担当課 産業建設部まちづくり・建築課

(6) 工事概要

・防水改修工事 一式

・受電ケーブル更新工事 一式

・排水設備改修工事 一式

(7) 支払条件

前払金（40%以内）

中間前払金（20%以内）

竣工払い

(8) 入札方式 特別簡易型総合評価落札方式を適用

(9) 低入札調査 実施する

(10) 入札保証金 免除

(11) 契約保証金 契約金額の10分の1以上とする。契約締結時に保証事業会社、保険会社又は金融機関が発行する保証の証券又は証書を提出すること。（現金・小切手・国債・地方債証券・公社債・その他政府保証のある債券等による納付は認めない。）

2 入札参加資格

令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告日時点において次の事項に該当する者。ただし、(7)（技術者の配置条件）についての基準日は開札日時点（着手日指定がある工事は着手指定日時点）とする。

(1) 本市の競争入札参加資格承認簿に登録されており、営業所等を宮城県内に有していること。

(2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法等により更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法等により再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 建設業法の規定で定めている建築一式工事業に係る建設業の許可を受けていること。

(7) 建設業法の規定で定めている技術者を工事現場に配置できること。

(8) 経営規模等評価結果通知総合評定値で建築一式工事の評価点が650点以上かつ1級技術者が1名以上であること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱各号に規定する要件に該当しない者

3 入札参加に必要な申請書類等配付期間及び場所

- (1) 令和7年10月16日から令和7年11月4日まで
- (2) 配布方法 塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより入手すること。
ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

4 契約規則等を示す場所

塩竈市建設工事執行規則、塩竈市建設工事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱、塩竈市工事請負契約約款等は10(2)で示す場所において閲覧できる。

5 総合評価項目及び落札者決定基準

特別簡易型総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は別添「塩竈市特別簡易型総合評価落札方式 落札者決定基準」に示すとおりとする。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。(郵送等は認めない)
なお入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

①一般競争入札参加申請書(様式第1号)

②同種工事の施工実績調書(様式第2号)

③配置予定の技術者に関する調書(様式第3号)

(国家資格検定合格証明書又は監理技術者資格者証等の写し、雇用関係を確認できる書類※の写しを添付すること。) ※健康保険証、標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等

④令和7年11月5日(入札日)の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けた最新の経営事項審査結果通知書の写し

⑤建設業の許可の写し

⑥営業所専任技術者証明書の写し

⑦総合評価技術資料調書(別記様式1)

⑧地域住民の雇用状況(別記様式2)

⑨協力雇用主登録証明書交付申請書(別記様式3)

⑩総合評価技術資料調書の内容を確認できる資料の写し

※①～⑩の書類を袋とじし、割印を押した上で提出すること。

※提出された書類は総合評価の審査以外には使用しない。

※入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※なお、一般競争入札参加受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和7年10月16日から令和7年11月4日まで(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

提出場所 塩竈市総務部管財契約課契約係(本庁舎2階)

7 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格以下の範囲内にあるもので、落札者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、本入札は「低入札調査基準価格」を設定するため、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次に評価点の高い者を落札候補者とすることができる。

- (2) 低入札調査基準価格を下回った入札があった場合は、その入札を保留し、落札者は後日決定する。その際、低入札価格を調査する基準となる塩竈市低入札価格調査制度実施要綱に基づいた調査を実施するため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- (3) 失格基準価格を下回る入札を行った者は低入札価格調査を実施せず失格とする。
- (4) 総合評価点の最も高い者が2名以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札候補者とみなすものとする。
- (5) 落札候補者の決定後に事後審査を行い、落札者を決定する。
- (6) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。
- (7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

8. 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

- (1) 2. の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

9. 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 市長は、9（1）の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

10. 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和7年10月16日から令和7年11月4日まで

(2) 閲覧場所及び設計図書の配布

ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

(3) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、塩竈市総務部管財契約課契約係まで持参またはFAXすること。

FAXの場合は必ず電話で到着の確認を行うこと。FAX 番号：022-364-5304

なお、質問に対する回答は、10.（2）で示す閲覧場所で閲覧に供する。

(4) 質問の受付期間

令和7年10月16日から令和7年10月28日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 回答書の閲覧期間

令和7年10月30日から令和7年11月4日まで

(6) 現場説明

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

11. 入札執行の日時場所

令和7年11月5日 午前9時50分

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所 4階入札室

12. 入札の方法

- (1) 入札参加資格者は、一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。
- (2) 郵送や電送による入札は認めない。

- (3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。
- (4) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。
- (5) 入札回数は3回以内とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。(忘れた場合は失格とする。)
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

14. 失格基準価格

設定する(失格基準価格より低い入札は失格とする。)

15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①入札参加資格以外の者が行った入札
- ②入札者の記名押印の無い入札
- ③金額、その他重要事項の記載が不明確な入札
- ④8.(1)に該当する者が行った入札
- ⑤12.(4)で示す入札心得を遵守しない入札

16. その他

- (1) 落札者は、6.(1)の③、[配置予定の技術者に関する調書]に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。

ただし、次の①から③の期間については他の現場の技術者を兼ねることができる。

- ①設計図書又は工事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間。
- ②工事の完成検査が終了し、事務手続きのみが残っている場合。
- ③工事を中止している場合、その他これに類する場合。

なお、本工事が完了するまで特別の事情がある場合を除き、本工事に専任した技術者の変更は認めない。

17. 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町1番1号

塩竈市総務部管財契約課契約係(本庁舎2階)

TEL: 022-355-5781(直通)

FAX: 022-364-5304